

よくあるご質問

【活動助成編】

Q1: 自主防災組織活動助成の交付対象となるのはどのようなものか。

A1: 自主防災組織が行う、防火・防災訓練等に要した費用のうち、
①消耗品費、②食糧費、③印刷製本費、④その他市長が認めるもの が対象となります。
詳しくは以下のとおりです。
・①消耗品費については、1回の使用によって消耗、又は比較的短期間(おおむね1年程度)にその性質形状が変えられるものに限り、
・②食糧費については、飲料及び訓練で試食する非常食料等に限り、
・④その他市長が認めるものについては、別紙「活動助成対象可否リスト」をご参照ください。

なお、要綱第8条の考え方については、以下のとおりです。
・「自主防災組織が行う」とは、組織全体の活動のことであり、個人単位や近隣有志のみによる活動は対象外です。
・「防火・防災訓練」とは、自主防災組織が独自に行う防火防災に係る訓練のほか、市が主催する訓練への参加も対象とします。(見学のみは含みません)

Q2: 避難所開設・運営訓練以外の市が主催する訓練への参加についても活動助成の対象となるのか。対象となる場合、「防火・防災訓練実施届出書」の提出先はどこか。

A2: 九都府市合同防災訓練における主会場訓練への参加や、各区役所が個別に主催する防火・防災訓練等への参加についても活動助成の対象となります。
また、「防火・防災訓練実施届出書」の提出先は、各訓練の主催者(各区地域づくり支援課、各消防署)です。

Q3: 「市が主催する訓練への参加」には、単に見学に来た場合も含まれるのか？

A3: 市が用意した訓練メニューへ実際に参加することが前提となります。例えば、展示・体験コーナーの見学のみや、避難所運営訓練における重点訓練会場校への見学などは含まれません。

Q4: 避難所開設・運営訓練において、参加者が100名を超えるような大規模な訓練となった場合、現場で人数を数えて確認することが困難だが、どのような方法で参加人数の確認を行えばよいか？

A4: 多数の参加者が見込まれる場合には、訓練当日の参加人数の確認方法について、事前に各区地域づくり支援課と調整を行ってください。
なお、確認方法の例として、
・訓練当日に参加者に名簿へ名前を記入してもらう(避難所開設・運営訓練であれば、避難者カードを記載)
・事前に参加者名簿を作成し、当日に出欠確認する
などの方法が考えられます。

Q5: 防火・防災訓練に市外在住の人が参加した場合、訓練参加人数に含めてよいか。

A5: 訓練参加人数は、自主防災組織の構成世帯のみ対象となりますので、市外在住の方が訓練に参加されても、参加人数には含めません。

Q6: 防火・防災訓練の参加者へ配るため、参加予定者分のお茶を購入したが、実際の訓練参加人数が当初の予定より少なかった場合、購入したお茶代は対象経費となるか。

A6: 参加を見込んだ人数分で用意したものについて、実際の参加者がそれを下回ることは通常想定される範囲であり、助成の対象して差し支えありません。

(例) 当初100人の参加を見込み、お茶を100本購入(70円/本)したが、50人しか来なかった場合。
限度額: 50人 × 150円 = 7,500円
助成額: 70円 × 100本 = 7,000円 → 限度額内のため全額助成

Q7: 次のような場合、それぞれ助成対象になるか。

- ① 昨年度に購入したもの(例: 4月の訓練に向けて、3月に購入したもの)
- ② 防火・防災訓練実施届出書を提出する前に購入したもの
- ③ 防火・防災訓練を実施した後に購入したもの

また、購入日の確認はどのように行うのか。

- A7: ① 訓練実施日の属する年度に購入したものが助成対象となるため、前年度に購入したものは対象となりません。
- ② 訓練実施前までに購入したものが助成対象となるため、防火・防災訓練実施届出書の提出前に購入したものは(訓練日の属する年度であれば)補助対象となります。
- ③ 訓練後に購入したものは、助成対象となりません。

なお、購入日の確認は、活動助成申請時に添付する領収書等の日付で確認します。

Q8: 代理人が申請等を行う場合に提出する委任状は、原本コピーや原本をスキャンしたデータでもよいか。

- A8: 代表者からの委任状は、原本の提出が必要となります。
- 電子申請で手続きを行う場合でも、委任状は郵送または窓口への持参により原本を提出してください。